

# 令和5年度経済産業省行政事業レビュー行動計画

令和5年5月  
経済産業省

## 1. 目的

経済産業省行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、当省自らが、自律的に、原則全ての事業について、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート（行政事業点検票。以下「レビューシート」という。）を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものである。さらに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効果的、効率的に国費を活用する観点から、毎年度、当省自らが執行状況等を継続的に把握し、基金を用いて行う事業（以下「基金事業」という。）の進捗や効果等について厳格に検証を行い、執行の改善につなげるとともに、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを実践していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

以上の基本的な考え方を踏まえ、経済産業省が所管する事業について「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日策定、令和5年3月31日改正。以下「実施要領」という。）に沿って行政事業レビューを推進するため、行政事業レビューに関する行動計画を以下のとおり定める。

なお、本行動計画に特に記載のない事項については、実施要領の規定により取り組むものとする。

## 2. 実施体制

### （1）経済産業省行政事業レビュー推進チーム

経済産業省におけるレビューを実施するため、経済産業省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という）を設置する。チームは、事業担当課室長が行ったレビューを点検し、点検結果をチームの所見の形で取りまとめ、レビューシートに記載するほか、実施要領第1部2（1）②に規定された取

組を行う。

チームの体制は以下とする。

統括責任者 : 大臣官房長

統括責任者代行 : 大臣官房総括審議官

副統括責任者 : 大臣官房会計課長

メンバー : 大臣官房業務改革課長、各局等政策調整官

## (2) 経済産業省行政事業レビュー外部有識者会合

外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むため、複数の外部有識者によって構成される経済産業省行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という）を設置し、点検を実施する。外部有識者会合のメンバーリストは経済産業省ホームページにおいて公表する。

## 3. 事業に関するレビューの実施方法

(1) レビューは、原則として、全事業（人件費、事務的経費等は除く）を対象として実施する。

事業単位の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民へのわかりやすさや成果の検証可能性等に配慮し、適切な事業単位を設定したうえでレビューシートを作成することとする。

(2) 事業担当課室長は、自らが所管する事業について、アウトカムの設定等、EBPM的観点に基づく記載になっているか、支出先や費目・用途を十分に把握し、事業が効果的・効率的に実施されているかなどの観点からレビューを行うとともに、同結果に基づきレビューシートの作成を行う。その際、チーム（当該事業の担当部局の政策調整官を中心に）は、適切なレビュー及びレビューシートの作成が行われるよう事業担当課室長に指導・助言する。

(3) チームは、外部有識者に点検を求める事業及び公開プロセス候補事業（基金事業を含む。）を選定し、外部有識者会合のメンバーの意見を聴くこととする。外部有識者は、担当する事業について点検を行い、公開プロセス対象事業を選定する。また、レビューの取組に対し、必要に応じて改善点等を提案する。

(4) 外部有識者会合のメンバーにより選定された事業を対象に公開プロセスを実施する。

(5) チームは、当該事業が事業目的に照らして真に効果的・効率的な支出となっているかなどについて、副統括責任者及び大臣官房業務改革課長を中心

に点検を行い、同点検結果をレビューシートの「行政事業レビュー推進チームの所見」（以下「チームの所見」という）にまとめる。この際、外部有識者による書面点検対象事業及び公開プロセス対象事業については、外部有識者の所見（評価結果）及び公開プロセスの取りまとめコメントを踏まえて行う。事業担当課室長は、チームの所見を踏まえ、所要の改善を行う。

- (6) チームは、副統括責任者を中心に(4)及び(5)で実施する点検及び改善の結果を翌年度予算の概算要求及び予算執行等に反映させるとともに、点検終了後、これらの結果をレビューシートに反映の上、原則9月上旬までに経済産業省ホームページにおいて公表する。

#### 4. 基金事業に関するレビューの実施方法

基金事業の点検等は、基本的に、公益法人等に造成された基金を対象として、

#### 3. のレビューに加え、以下の通り実施する。

- (1) 基金事業について効果的な点検が可能となるように適切な基金事業の単位を設定したうえで、基金シートを作成することとする。その際、レビューシートにおける記載と整合的なものとなるよう、留意する。

- (2) 事業担当課室長は、自らが所管する基金について、3.(2)の観点に加え、保有割合は合理性や現実性のある割合となっているか、などについてレビューを行う。同結果に基づき基金シートの作成を行う。その際、チーム(当該事業の担当部局の政策調整官を中心に)は以下の取組が適切に行われるよう事業担当課室長を指導・助言する。

- (3) チームは原則として、すべての基金事業について外部有識者に点検を求める。

- (4) チームによる点検等については、3.(5)(6)の規定を、「レビューシート」とあるのは、「基金シート」と読み替えて、基金シートについても適用するものとする。ただし、基金シートの公表時期については、原則9月末とする。

#### 5. レビューの実効性向上のための取組

- (1) 行政改革推進本部事務局を通じ、事業の見直しに関する国民からの意見募集を行う。

- (2) レビューと政策評価を一体的に実施し、効果的・効率的な点検を行う。

- (3) チームは事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、事業担当課室による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、表彰するとともに、省内に普及し、積極的な事業改善に努めるものとする。

- (4) 外部有識者点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目途に外部有識者が、

レビューの取組に関する改善点等を大臣、副大臣又は大臣政務官に対して講評を行う。

(5) チームはレビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して職員に対して指導を行うものとする。

(6) レビューの取組を通じて明らかになった制度的課題について、チームにおいて副統括責任者を中心に解決策を検討し、必要な措置を講じる。

#### 6. 令和5年度の取組のスケジュール

5月中 令和5年度「行政事業レビュー行動計画」決定

6月 公開プロセス開催  
外部有識者による書面点検  
チームによる点検

8月末 概算要求書提出

9月上旬 行政事業レビューシートの公表  
レビュー結果の概算要求への反映状況の公表

9月末 基金シート等の公表

(以上)